

SAF官民協議会 製造・供給WG (第3回) 事務局説明資料

令和5年5月18日
資源エネルギー庁

本日の議題

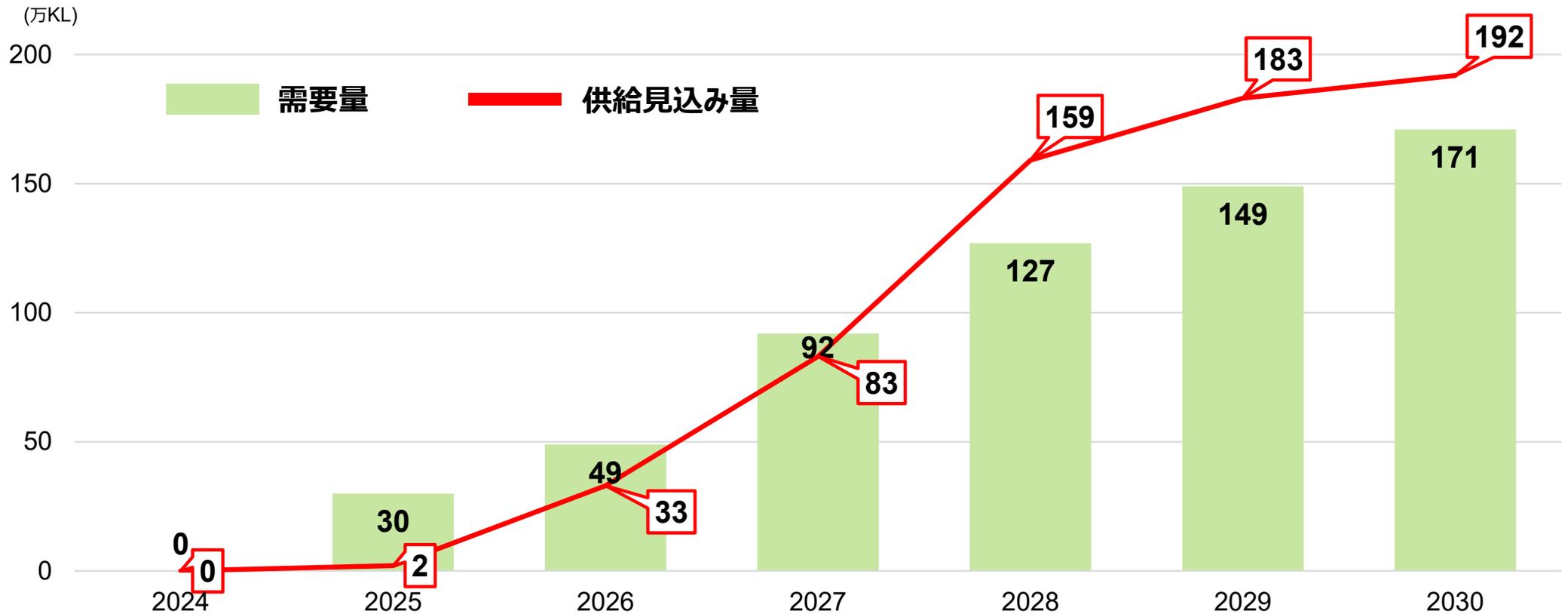
議題 1 2030年までのSAFの利用量・供給量の見通し

議題 2 SAFの製造・供給にあたっての課題と対応

議題 3 SAFの利用促進に向けた支援と規制の枠組み

2030年までのSAFの利用量・供給量の見通し等について（2023年5月時点）

- 2030年における国内のSAFの需要量は、国内のジェット燃料使用量の10%（「GX基本方針参考資料」に記載, 171万kL相当）。
- 2030年の供給見込み量は、石油元売り等のSAF製造・供給事業者における公表情報等から積み上げ、約192万kLとなる見込み。（※）ただし、原料確保や技術開発等の不確実性あり。
- 今後、昨年のICAO総会でのCORSLIA削減目標の見直し（2024年以降は、2019年比でCO2排出量を85%以下に抑える）を踏まえ、SAFの需要量・供給量のすり合わせを行う必要あり。



本日の議題

議題 1 2030年までのSAFの利用量・供給量の見通し

議題 2 SAFの製造・供給にあたっての課題と対応

議題 3 SAFの利用促進に向けた支援と規制の枠組み

SAFの製造・供給にあたっての課題と対応

- 第2回製造・供給WGにおいて、各構成員から、SAFの原料調達・製造において想定される課題、課題に対する要望をリストアップし、提示。
- 当該課題、要望に対して、関係省庁において対応方針等を検討。今後、対応方針に基づき政策を具体化しつつ、必要に応じて、R6年度概算要求等へのアクションに繋げていく。
- また、SAFの製造・供給にあたっての課題、要望については、今後も継続して構成員から募集し、関係省庁で連携し、支援等を検討・実行していく。

本日の議題

議題 1 2030年までのSAFの利用量・供給量の見通し

議題 2 SAFの製造・供給にあたっての課題と対応

議題 3 SAFの利用促進に向けた支援と規制の枠組み

SAFの利用・供給拡大に向けた「規制」と「支援策」のパッケージ（案）

- 我が国として、エネルギーの安全保障の確保や持続可能なSAF市場の形成・発展に向けて、供給側において、必要十分なSAFの製造能力や原料のサプライチェーン（開発輸入を含む）を確保し、国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制を構築するとともに、需要側において、SAFを安定的に調達する環境を整備していく必要がある。
- SAFの利用に伴うコスト増に対して、航空サービス利用者による費用負担についての理解も得つつ、市場が未成熟な段階においては、初期投資が大きい設備等の導入を必要量確保するため、SAFの利用・供給目標を法的に設定するとともに、政府による積極的な支援を検討する。

規制（案）

- エネルギー供給構造高度化法において、SAFの2030年の供給目標量を法的に設定する。需要側のニーズを踏まえ、少なくとも航空燃料消費量の10%（171万kL相当）とする。
- 本邦エアラインは、航空法に基づく事業認可で、ICAO・CORSIAによるオフセット義務が課されている。
加えて、2030年にSAFを10%利用する旨が記載されている航空脱炭素化推進基本方針に基づき申請する脱炭素化推進計画において、基本方針に応じた2030年のSAFの利用目標量（10%）を設定する。
- 2030年以降については、国内の需要見通しから判断。

※ 171万kLのうち、本邦エアライン分の利用目標量の総量は、88万kLを想定。
※ 外航エアラインにも、ICAO・CORSIAによるオフセット義務が課されている（2026年まで自主、2027年以降強制参加）。その履行は外国政府が担保するため、復路便において国内でのSAF利用が一定の確実性で担保されると想定。

支援策（案）

<CAPEX>

- 十分な水準の設備投資支援
- 原料等サプライチェーンの構築支援
（東南アジア・豪州等における原料開発、輸送インフラ整備支援による原料価格の安定化（将来的には、JOGMECによる出資・債務保証も検討（要法改正））、本邦エアラインへのSAF供給につながる製造・原料・輸送インフラ整備の取組に対するJOIN等による支援）

<OPEX>

- SAFの原料及び本邦企業が参画する海外事業で生産したSAF輸入に係る関税・石炭税減免を検討（2025年以降を想定）。

<技術開発・実証>

- 可食由来SAFは、欧州を中心に使用が制限される動き有り。第二世代エタノールや藻類、ごみ等の非可食由来SAFに係る技術開発・実証支援及び認証取得支援。